

## 【補足資料】

### ■ 税率改正をしなければならない理由

#### ●一般会計繰入からの法定外繰入金解消

一般会計は国保税以外の税金が財源となっており、当然のことながら、国保加入者以外を含んだものとなります。そのため国保加入者以外の公平性の観点から解消していく必要があります。

#### ●事業費納付金を支払うため必要な財源確保

これまで医療費等を市国保が支払いを行い、国・県から交付金を受けて、運営を行ってきましたが、平成30年度からは、それらの業務を県が行い、市はそれに必要な費用を事業費納付金として県に支払うことになりました。

事業費納付金を支払うための財源は、これまでと違い、交付金や一般会計繰入金収入に頼ることができないため、その大部分を国保税で確保しなければならなくなりました。

#### ●資産割の廃止

現在、国保の課税は、4方式(所得割・資産割・均等割・平等割)で行っております。資産割は本市以外に所有する固定資産は、国保税の課税対象外であるため、不公平感があり、固定資産の所有が担税力につながるものではないため、他市町村においても廃止している傾向にあります。

保険者である県も算定方式を早期に3方式(所得割・均等割・平等割)にするように通達があることから廃止の方向にて、税率改正を実施しております。

しかしながら、これまで資産割にて課税していた部分を他の所得割・均等割・平等割にて課税することになります。